

令和元年度患者等搬送乗務員基礎講習のご案内

日高西部消防組合が行う「患者等搬送乗務員基礎講習（以下「基礎講習」という。）」を下記のとおり実施いたします。

「基礎講習」は、患者等搬送事業に必要な知識及び技術を習得するための講習会で、民間の患者等搬送事業者が当消防組合の認定事業者となるためには、基礎講習を受講して「適任証」を交付された方2名以上が必要となります。

また、「適任証」の交付を受けた方は、2年に1回以上当消防組合が行う定期講習を受講しなければなりません。なお、患者等搬送乗務員基礎講習を受講した日から2年以内に再受講しないとき、「適任証」は失効となります。

1 講習日時及び会場

(1) 日 時 令和2年2月20日（木）・21日（金）・22日（土）の3日間（基礎講習）

午前9時00分～午後4時30分

（受付時間：各日 午前8時30分～8時45分まで）

(2) 会 場 沙流郡日高町富川北7丁目1番10号

日高西部消防組合消防本部 3階講堂

2 受講対象

基礎講習 18歳以上で、当消防組合管内（日高町・平取町）に居住している方又は、当消防組合管内で道路運送車両法に定める許可・登録を受けた患者等搬送用自動車により、福祉輸送サービスを提供する事業所に勤務する方

3 受講手続き

(1) 受付期間 令和2年1月7日（火）から1月21日（火）まで

※土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

(2) 受講に必要な書類等

ア 患者等搬送乗務員（再）講習受講申請書

イ 写真2枚（受講申請前3ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽、縦4.0cm×横3.0cmの大きさで、裏面に撮影年月日、氏名を記入してください。）

※講習受講申請書に写真をのりづけしないで提出してください。

4 申込先

〒055-0001 沙流郡日高町富川北7丁目1番10号

「日高西部消防組合消防本部消防課」に直接申込みしてください。

5 受講定員

20名程度

6 テキスト料

5,343円を当日受付にて納入願います。

なお、一度納入された代金の払い戻しはいたしません。

7 そ の 他

(1) 患者等搬送乗務員基礎講習を修了した方には、実技及び筆記による考査があります。

(2) 合格者には修了証及び適任証を交付しますので、印鑑を持参してください。

(3) 適任証の交付を受けた方は、知識、技術習得のため2年に1回以上の定期講習を受講しなければ、失効となりますので注意してください。

(4) 受講当日は、講習受講票と筆記用具を持参してください。

(5) 講習日の遅刻や早退があった場合は、講習修了とは認められません。

(6) 実技がありますので、動きやすい服装・靴で受講してください。

女性はスカートを避けてください。

(7) 講習についての問い合わせは、最寄りの消防機関までお願いします。

消防本部 消防課	沙流郡日高町富川北7丁目1-10	01456-2-1521
富川消防署 救急救助課	沙流郡日高町富川北7丁目1-10	01456-2-1521
平取消消防署 警防課	沙流郡平取町本町37-1	01457-2-2361
日高支署 救急救助係	沙流郡日高町栄町西1丁目311-2	01457-6-2244

患者等搬送事業認定

＝日高西部消防組合消防本部＝

日高西部消防組合(日高町・平取町)では、平成21年から「患者等搬送事業認定(更新)」を実施しております。

「患者等搬送事業認定」とは、救急車を呼ぶほどの「緊急」ではないが、通院や入・退院、転院などで歩行が困難な方が、車椅子やストレッチャーで移動したいという場合に、住民の皆さんに安全・安心に利用していただくために、一定の基準に適合した民間の患者等搬送事業者からの申請に基づき認定するものです。(利用するにあたっては有料となります。)

●認定を受けるには

道路運送法に定める次の各号に掲げる者のうち、日高西部消防組合(日高町・平取町)管内に事業所を置く患者等搬送事業者で、認定の基準に適合しているとき。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

上記の許可又は登録を受けた「患者等搬送用自動車」には、必要な資機材を積載し、応急手当などの講習を修了し「乗務員適任証」の交付を受けた者が2名乗車することが必要となります。(例外もあります。)

認定を受けた事業者は、患者等搬送用自動車に、交付された「認定マーク」の貼付及び「日高西部消防組合認定」の表示をすることができます。

●乗務員適任証を取得するには

乗務員となるには、日高西部消防組合が行う「患者等搬送乗務員基礎講習」(3日間)を受講し、審査を受け合格することが必要となります。

受講資格は、満18歳以上で日高西部消防組合管内(日高町・平取町)に居住しているか又は、管内にある患者等搬送事業所に勤務している方となります。

なお、乗務員適任証を交付された方は、日高西部消防組合が行う定期講習(3時間)を2年に1回以上受講しなければ失効となります。

※受講するにあたっては特例事項もありますので、お問い合わせください。

注・他の消防本部で交付された有効期限内の乗務員適任証を所有していても、交付した消防本部管内の事業者でしか使うことができませんのでご注意願います。

認定事業(制度)及び乗務員資格講習に関する詳細については、最寄りの消防機関にお問い合わせ願います。

●お問い合わせ先

日高西部消防組合消防本部消防課 (日高町富川北7丁目1-10)
電話 01456-2-1521

